# 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	(単位:日刀门) 金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,096	流動負債	3,399
現金及び預金	7,594	支払手形	185
受取手形	6	買掛金	1,836
売掛金	3,112	リース債務	30
前渡金	30	未払金	876
前払費用	66	未払費用	127
繰延税金資産	175	未払法人税等	8
短期貸付金	13	未払消費税等	8 3
未収入金	54	前受金	3
立替金	31	預り金	19
その他	19	賞与引当金	301
貸倒引当金	8	固定負債	1,515
固定資産	19,919	リース債務	57
有形固定資産	16,897	長期預り金	31
建物	7,483	退職給付引当金	981
構築物	209	役員退職慰労引当金	445
機械装置	541	負債合計	4,914
船舶	29	(純資産の部)	
車輌運搬具	115	株主資本	25,701
工具器具備品	930	資本金	800
土地	7,503	利益剰余金	24,901
リース資産	83	利益準備金	200
無形固定資産	449	その他利益剰余金	24,701
借地権	229	特別償却準備金	0
ソフトウェア	197	別途積立金	35,420
その他	22	繰越利益剰余金	10,718
投資その他の資産	2,572	評価・換算差額等	399
投資有価証券	1,883	その他有価証券評価差額金	399
関係会社株式	105		
関係会社長期貸付金	30		
長期前払費用	43		
敷金	198		
保険積立金	62		
繰延税金資産	242		
その他	6	11. Mar. 11.	
貸倒引当金	0	<b>一 純 資 産 合 計</b>	26,101
<b>資産合計</b>	31,016	負 債 · 純 資 産 合 計	31,016

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位:百万円)

	1	(千四,日/川山)
科目	金	額
売 上 高		31,414
売 上 原 価		28,486
【 売 上 総 利 益 】		2,928
販売費及び一般管理費		1,513
【 営 業 利 益 】		1,414
営業外収益		
受取利息	21	
受取配当金	242	
その他	141	405
営業外費用		
支払利息	0	
その他	1	1
【経常利益】		1,818
特別利益		
固定資産売却益	5	
関係会社株式売却益	5	
退職給付制度変更益	64	74
特 別 損 失		
固定資産除売却損	58	
減損損失	61	
投資有価証券評価損	61	
その他	1	182
【税 引 前 当 期 純 利 益 】		1,710
法人税、住民税及び事業税	665	
法人税等調整額	28	693
【 当 期 純 利 益 】		1,017

<sup>(</sup>注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 ・・・・・・・ 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの ・・・・・・・ 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、

売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの ・・・・・・・・ 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 …… 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く) ・・・・・・ 定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物付属設備は除く)については定額法

### [会計方針の変更]

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。なお、当該変更に伴う損益に与える影響はありません。

#### [追加情報]

法人税法の改正を契機として資産の使用状況等を見直した結果、当事業年度より機械 装置の耐用年数を変更いたしました。

なお、当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

- (2)無形固定資産 ・・・・・・・ 定額法
- (3) リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産) リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 3. 引当金の計上基準
  - (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債 権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異については、10年にわたり均等償却しております。また、過去勤務債務についてはその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)にわたり、均等償却しております。また、数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)にわたり、それぞれ発生の翌期から均等償却しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程(内規)に基づ〈期末要支給額を 計上しております。

- 4. その他計算書類作成のための基本となる重要事項
  - (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対	昭表に	関す	る注記)	١
	ス元 4.℃ IC	コナーフ	$\sim 1 \pm 0 \pm 1$	1

1. 有形固定資産の減価償却累計額

22,578百万円

2. 保証債務

下記会社の金融機関からの借入金に対して債務保証を行っております。

 大輪総合運輸株式会社
 540百万円

 ハイエスサービス株式会社
 6百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権22百万円長期金銭債権30百万円短期金銭債務246百万円

# (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 6,826百万円 仕入高 2,935百万円 営業取引以外の取引高 62百万円

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 1,600,000株

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当

320百万円

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 平成21年6月18日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する 事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額512百万円1株当たり配当額320円基準日平成21年3月31日効力発生日平成21年6月19日

# (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

林姓忧立具住	
賞与引当金	122百万円
未払社会保険料	14百万円
退職給付引当金	398百万円
役員退職慰労引当金	180百万円
減損損失	519百万円
関係会社株式評価損	20百万円
投資有価証券評価損	17百万円
減価償却超過額	12百万円
繰越欠損金	27百万円
その他	30百万円
繰延税金資産小計	1,345百万円
評価性引当額	653百万円
繰延税金資産合計	691百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	273百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	273百万円
繰延税金資産の純額	418百万円

#### (関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

						,	,
属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	大塚ホールディングス㈱	被所有 直接 100%	業務支援の受入 役員の兼任	資産の承継	11,762	-	1
親会社	大塚製薬(株)	被所有	業務の受託	倉庫業務 運送業務	5,772	売掛金	-
祝云仁	八场表架(机	五   八塚袈裟(M)   直接 100%	役員の兼任	業務受託	40	未収入金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

1.平成20年10月1日付けで大塚製薬㈱と大塚ホールディングス㈱は吸収分割を実施し、当社株式を大塚ホールディングス㈱が承継し親会社となりました。

取引金額及び期末残高については、平成20年9月30日までは大塚製薬㈱を、平成20年10月1日からは 大塚ホールディングス㈱を表示しております。

2.平成20年11月1日付けで当社と大塚ホールディングス㈱は吸収分割を実施いたしました。当該吸収分割において、平成20年11月1日現在で当社が保有する大鵬薬品工業㈱株式(関係会社株式)、大塚化学ホールディングス㈱株式(投資有価証券)の全ての株式を大塚ホールディングス㈱へ承継したものであります。

- 3.倉庫料金、運送料金等については、市場実勢価格を勘案して交渉の上、決定しております。
- 4.取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 子会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	大輪総合運輸㈱	所有 直接 71.4%	業務の委託 債務の保証	債務保証	540	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社は、大輪総合運輸㈱の銀行借入に対して債務保証を行っております。

#### 3. 兄弟会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 大塚製薬(株)	なし	業務の受託	倉庫業務 運送業務	3,668	売掛金	776	
	八冰衣采帆	/ <del>a</del> . U	役員の兼任	業務受託	29	未収入金	2
親会社の 子会社	㈱大塚製薬工場	なし	業務の受託	倉庫業務 運送業務	3,815	売掛金	344
親会社の 子会社	大塚ベバレジ(株)	なし	業務の受託	倉庫業務 運送業務	3,432	売掛金	317

取引条件及び取引条件の決定方針等

1.平成20年10月1日付けで大塚製薬㈱と大塚ホールディングス㈱は吸収分割を実施し、当社株式を大塚ホールディングス㈱が承継し親会社となりました。このため、大塚製薬㈱については、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの取引金額及び平成21年3月31日残高を記載しております。

また、(株)大塚製薬工場及び大塚ベバレジ(株)は、平成20年4月1日から平成20年9月30日までは大塚製薬(株)の子会社でありましたが、平成20年10月1日から平成21年3月31日までは大塚ホールディングス(株)の子会社となりました。

- 2.倉庫料金、運送料金等については、市場実勢価格を勘案して交渉の上、決定しております。
- 3.取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。 (追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年10月17日 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成18年10月17日 企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

#### (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益

16,313円20銭 635円72銭

#### (その他の注記)

1. 企業結合関係に関する注記

#### 当社と大塚ホールディングス㈱との間の吸収分割

当社は、平成20年7月24日開催の取締役会において、当社の株式管理事業に関して有する権利義務の一部を大塚ホールディングス㈱に承継させる吸収分割を行うことを決議し、平成20年7月25日に吸収分割契約を締結いたしました。

また、当該吸収分割を平成20年11月1日に実施いたしました。当該吸収分割の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 吸収分割の目的

大塚グループの再編の一環として、当社と大塚ホールディングス㈱は、当社の株式管理事業に関して有する権利義務の一部を承継させる吸収分割を行うものであります。 この再編は、大塚グループにおいて、大塚ホールディングス㈱を中核企業とした体系を構築することにより、今後の事業の効率化を図り、大塚グループの一層の発展を目指すものであります。

#### (2) 吸収分割の方法及び条件

当社を分割会社とし、大塚ホールディングス㈱を承継会社とする吸収分割であります。なお、当社においては、略式分割の方法により、大塚ホールディングス㈱においては、簡易分割の方法により、両社とも株主総会の承認を得ることなく実施いたしました。

- (3) 吸収分割期日 平成20年11月1日
- (4) 承継する資産・負債の状況

資産… 当該吸収分割の効力発生日時点で当社が保有する以下の各社の全ての株式 大鵬薬品工業㈱ 大塚化学ホールディングス㈱

負債... 大塚ホールディングス㈱は、当該吸収分割により、当社から債務を承継いたしません。

(5) 吸収分割会社に割り当てられる吸収分割承継会社の株式の数及びその算定根拠 当社は大塚ホールディングス㈱の完全子会社であることから、当該吸収分割に際して、分割 対価として株式を交付いたしません。

#### (6) 実施する会計処理の概要

当該吸収分割については、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行っております。